

# 『横浜市道路附属物自動車駐車場条例施行規則』 の全部改正について、皆さまのご意見を募集します。

平成9年3月31日に施行された「横浜市道路附属物自動車駐車場条例施行規則」は、本市が所有する自動車駐車場の管理等について定めています。

この度、自動車駐車場の管理運営について、民間の能力を活用しつつ、市民サービスの向上と運営経費の節減等を図るため、同条例を全部改正し、指定管理者制度を導入することとしました。これに伴い、必要な規定を定めるため、「横浜市道路附属物自動車駐車場条例施行規則」の全部改正について、市民の皆さまへの意見公募を行います。

## 1 改正概要

指定管理者制度の導入に伴い、指定管理者の公募や指定申請書の提出等を定めるほか、指定管理者が行う業務・役割等について改正を行うものです。（改正内容の詳細は、別紙「改正(案)」をご覧ください）

## 2 意見公募要領

この改正案に対するご意見の提出方法等については、以下のとおりです。

### (1) 意見公募期間

令和元年6月14日（金）～令和元年7月5日（金）

### (2) ご意見の提出方法

別紙「意見提出用紙」に記入していただき、以下の方法をもって、横浜市道路局施設課 駐車場担当あてにご提出ください。

※お電話によるご意見については対応いたしかねます。あらかじめご了承ください。

- ・電子メールの場合【アドレス】do-shisetsu@city.yokohama.jp
- ・郵送の場合【宛先】〒231-0016 横浜市中区真砂町2-22 横浜市道路局施設課 駐車場担当
- ・FAXの場合【FAX番号】045-671-2732
- ・持参いただく場合【窓口】関内中央ビル（セルテ側）3階 道路局施設課 駐車場担当

※開庁時間 8時45分～17時15分(12時～13時及び土日祝日を除く)

### (3) お問い合わせ先

横浜市道路局施設課（電話）045-671-2731

### (4) 注意事項

- ・いただいたご意見に対する本市の考え方の公表は、意見公募結果の公示をもって行います。個別の回答はいたしませんので、あらかじめご了承ください。
- ・いただいたご意見の内容は、氏名、住所、電話番号及び電子メールアドレスを除き、公表する可能性がありますので、あらかじめご了承ください。
- ・ご意見に付記された氏名、連絡先等の個人情報は適正に管理し、ご意見の内容に不明な点がある場合等の連絡・確認といった、本改正案に対する意見公募に関する業務にのみ使用します。
- ・その他個人情報については、「横浜市個人情報の保護に関する条例（平成17年2月横浜市条例第6号）」に従い、適切に取り扱います。